

うまい話はまず疑って！～パチンコ攻略法 サギ に注意！～

雑誌やインターネットの広告を見て、安易に申し込んだパチンコ攻略法に関する相談が増えています。

パチンコによって利益が得られる可能性は、偶然性の高いものであり、広告にあるように必ず儲かるという話はそもそもあり得ないことです。

県の消費生活相談窓口には次のような相談が寄せられています。

相談者A 興味本位で、無料の攻略情報を得ようとメールした。事業者からは無料のものではなく、5千円の攻略情報を勧められ購入したが儲からなかった。事業者に連絡すると、「儲かる台を教える。交通費も払うから事務所に来て」と言われ、追加で攻略情報を購入した。うまくいかなかったので、さらにまた同様の契約を結び代金を払った。それでも儲からなかったため解約条項に従い解約通知を出したが返金されない。

相談者B 「1ヶ月でもとが取れる。絶対勝てる。」と言われ、サラ金から借金をして契約金を振り込んだ。2回試してみたが、儲からないので解約・返金を申し出たが、返金されない。

相談者C 雑誌を見て、1万円で攻略情報の購入を申し込んだ。しかし、指示通りに試してもうまくいかないので、苦情を言うと「これなら当たる」と言って、さらに「特別」な攻略情報を勧められ、その代金を払った。

相談者D インターネットの広告を見てパチンコの打ち子に申し込んだ。利益の半額を業者に入金すると言う契約を結び、2万円を払って仮会員となり、指定パチンコ台で試した後、本会員となった。多額の情報の保証金を請求された。情報を4回試したが儲からないので事業者に連絡すると、次のステップとして、さらに情報料を請求された。

攻略法を購入して、そのとおりに試してみたものの、全く効果がなく、事業者にクレームを伝えると、「特別にもっと良い攻略法を教えてあげる」とか「あなたの打ち方が悪い。簡単な方法を教えてあげる」「枠があとわずかで、今すぐ申し込まないと契約できない」などと、再度勧誘を受け、「消費者金融から借金をしてでも購入すべき」と消費者金融を紹介するなどして契約を重ね、被害額が膨らんでいくケースが目立ちます。

将来、パチンコで儲かる金額が不確実であるにも関わらず、「必ず儲かる」「絶対勝てる」などと「断定的」に言って勧誘され、それを信じて契約した場合には、消費者契約法に基づき契約を取り消しできます。しかし、'だまされた'と気が付き「事業者と連絡がとれなくなっている」と、当センターに相談され、交渉ができないケースが増えています。高額な代金を支払っている場合は、早急に弁護士等に相談した方がよいでしょう。

こういった類の相談としては、他に「商品先物取引※1」「内職商法※2」「マルチ商法※3」などがあります。いずれも、将来の不確実なことがらを、あたかも真実であるように言葉巧みに勧誘され、それを信じて契約したため、大切な財産を失うはめになつたというものです。

うまい説明の裏には、悪質な罠が隠されていることもあることを念頭において、安易に契約を行わないように注意してください。

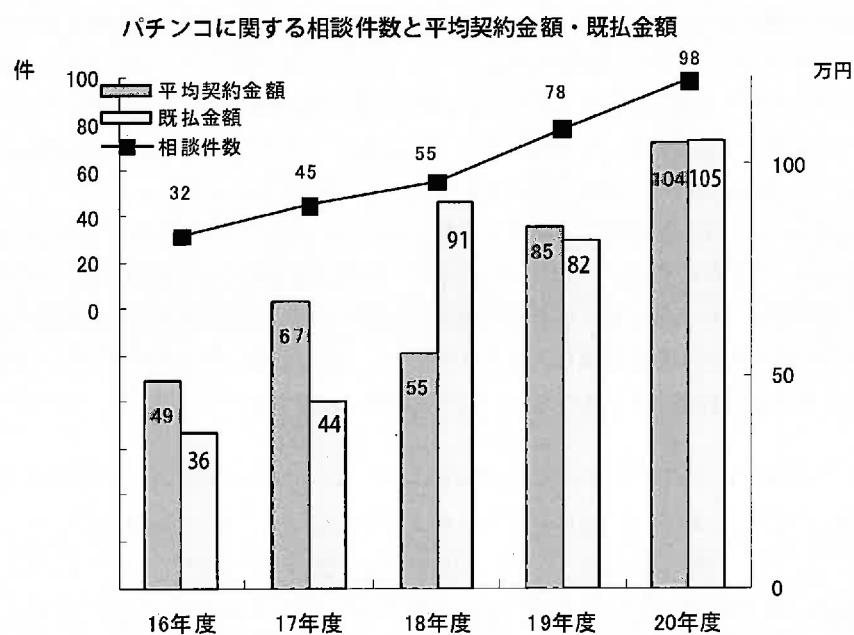
※1 商品先物取引—農産物や鉱工業材料等の商品を将来の一定日時に一定の価格で売買することを現時点で約束する取引。

※2 内職商法－内職をする前に、数千円～数万円程度の登録料を負担させたり、数十万円～百万円のサポート料と称する経費の負担をさせるなどして、内職のあっせんを悪用した商法。

※3 マルチ商法－加盟店者が新規加盟店を誘い、その加盟店者がさらに別の加盟店を誘引するという連鎖により、階層組織を拡大していく商法。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を受け付けています。

相談は058-277-1003です。土曜日も電話による相談を受け付けています。



H21.5.26 岐阜新聞掲載